

生活福祉委員会 送付26-18

猿楽町・三崎町の神田冠称について公正公平判断を求める陳情書

受付年月日 平成26年6月25日

陳情者

陳情書

(趣旨)

- (1) 千代田区猿楽町、並びに三崎町の神田冠称の件で、我々が疑問を感じているのは、我々は、町会費を払っているのに、猿楽町・三崎町のこの度の町名の変更の中間答申までの経緯は、町内全域に公正平等に知らされることなく、一部の町会長の発言を重視され行われたこと。
- (2) 昭和33年当時の住居表示審議会では、神田〇〇町を名乗ってはならないという住居表示法に基づき、今後問題が起こらないようにと、猿楽町も三崎町も、当時の町会長自ら、それぞれの地区の決を取り、住居表示審議会に申し出て署名捺印し、猿楽町は、昭和44年4月1日から、千代田区猿楽町になり、三崎町は、昭和42年4月1日から、千代田区三崎町となった事実があること。
- (3) 猿楽町、三崎町に、神田がついていたのは、たった20年位で、猿楽町は今年で120年間、三崎町は、122年間このままの表記が歴史的事実であること。
ところが、この度平成19年8月1日付けの中間答申以降は、当時の決を無視し、今回勝手に進められた中間答申に従えという状況がおきております。
- (4) 猿楽町も、三崎町も、住居表示法に則って、既に住居表示を済ませています。なぜ、いまさら住居表示未実施地区の如く、猿楽町や、三崎町の前に「神田」を入れないとならないのか、大変疑問です。
- (5) また、現行の住居表示を使用している、住民、企業に平等にアンケートの賛否を取らず、強引に神田冠称を押し進める体制だけは、まことに不平等です。どうか、何が区民のためになるのか、公正公平判断をしていただくよう、お願いします。

平成26年6月23日

千代田区議会議長 嶋崎 秀彦 殿